

令和4年度中間支援組織の提案型モデル事業（委託タイプ）に関するQ&A

【R4.2.25までの質問分】

（目次）

1. モデル事業全般について

Q1-1. 本事業の委託金額は前払いか精算払いか。

2. 業務内容について

Q2-1. 本事業の対象は、新たに取組む事業か。

3. 提案手続き・契約手続きについて

Q3-1. 従業員の少ない法人による提案は可能か。

Q3-2. 提案にあたり、事業実施地域の地方公共団体の承認（証明）は必要か。

Q3-3. 事業実施地域について、県単位は認められるか。

Q3-4. 都市圏（例えば、東京都新宿区など）は、事業実施地域の対象となるのか。

Q3-5. 地元自治体などの協力が得られる場合、企画提案書「③提案者の概要・事業実施に係る運営体制」に記載した方が良いか。

4. 対象経費について

Q4-1. 事業実施に係る土地取得費は対象経費となるか。

Q4-2. HPの改修費は対象経費となるか。

1. モデル事業全般について

Q1-1. 本事業の委託金額は前払いか精算払いか。

A. 委託金額の支払は、委託業務が完了後に提出いただく、実績報告書などの確認によりその額が確定した後に行う。

2. 業務内容について

Q2-1. 本事業の対象は、新たに取り組む事業か。

A. 契約後に新たに着手し、令和5年2月までに実施する取組について対象とする。

3. 提案手続き・契約手続きについて

Q3-1. 従業員の少ない法人による提案は可能か。

A. 提案は可能。但し、事業実施における適切な実施体制や事業完了後の委託費支払いに係る精算など、一般的な経理業務等の適切な遂行体制の確保が必要。なお、主たる業務については再委託できない点留意されたい。

Q3-2. 提案にあたり、事業実施地域の地方公共団体の承認（証明）は必要か。

A. 証明は不要であるが、事業実施に支障をきたすことのないよう留意されたい。

Q3-3. 事業実施地域について、県単位は認められるか。

A. 認められる。なお、公募要領2-(4)記載のとおり、原則複数の事業実施地域を設定した取組が対象であることに留意されたい。

Q3-4. 都市圏（例えば、東京都新宿区など）は、事業実施地域の対象となるのか。

A. 対象となる。

Q3-5. 地元自治体などの協力が得られる場合、企画提案書「③提案者の概要・事業実施に係る運営体制」に記載した方が良いか。

A. 記載することが望ましい。

4. 対象経費について

Q 4 - 1. 事業実施に係る土地取得費は対象経費となるか。

A. 土地の取得費は対象外経費となる。なお、事業実施に係る土地の賃借料であれば、対象経費として認められる。

Q 4 - 2. HP の改修費は対象経費となるか。

A. 事業実施に係るものであれば対象となる。なお、財産として取得する場合は委託契約に則って適切に管理等を行う必要がある。